

HP : <http://adieunpp.net/download/Sannkamoushikomi.html>

かたくり通信

原告、サポーター、弁護士の皆さんを結ぶ通信です。編集子宅周囲に咲くカタクリにちなんでこのような通信名としています。

発行: 福井原発差止訴訟準備会 弁護士連絡先/ 笠原一浩弁護士
連絡先/ 中野(090-3292-9029) 〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18
/ 松田(090-2037-9322) みどり法律事務所 (0770-21-0252)

再稼働に抗議を！福井原発訴訟準備会の集い

- どなたでも参加できます！ -



6月24日(日曜日)午後2時より福井原発差止訴訟準備会会議を開きます。下記の要領で裁判に向けて、弁護団からの現状報告と裁判の見通しを聞き、原告・サポーター間の意見交換を行う予定です。

記

- 期日** : 6月24日(日)、午後2時より(概ね2時間前後の予定)
- 講演** : 笠原一浩弁護士(弁護団) 「裁判へ向けた訴訟の現状と見通し」
福島の実況報告なども予定しています。
- 会議** : 講演後、弁護団の弁護士さんも交えて以下のようなことを討議します。
 - ・福井訴訟の意義
 - ・訴訟内容について、要望・意見交換
 - ・訴訟までの、会の活動について
 - ・大飯3・4号機再稼働についての声明文など
- 場所** : 東別院(福井市)(教務所研修室: 福井市花月1-2-1、TEL 0776-21-4444)
駐車場有り。JR福井駅から来られる方は、送迎を準備しております。
会議連絡先へご連絡下さい。
※ 福井への宿泊の必要な方。ホテルの手配などをいたします。
会議連絡先へご連絡下さい。
- 会議連絡先: 担当** 090-3292-9029 中野 090-2037-9322 松田

福井原発訴訟準備会の集いのご案内

会議のテーマは、「福井訴訟にむけて」です。裁判提訴への議論を行います。現在、裁判の準備は、当初の目標とは違ってきています。前号のかたくり通信でもお伝えしましたが、当初、「福井の全ての原発を差し止める」「再稼働を睨んで3月中、ある

いは、もう少し遅れて提訴を予定」「差し止め仮処分訴訟を起こす」「滋賀の福井原発訴訟のやり方をモデルにする」「今回の仮処分訴訟は1~2年で終わる」ということを前提で、原告を募集してきまし

た。しかし、現状では、これらを大きく変更しないと提訴にできそうにありません。

原発再稼働の動きに提訴という形で圧力をかけたかったのですが、すでに政府は大きく再稼働容認に動きだし、夏場の電力消費がピークに達するまえに、大飯3・4号機を再稼働させようとしており、現状では、提訴はどんなに早くても秋以降になりそうです。

多くの方に原告・会員として集まっていたきましたが、この現状と今後を、一度皆さんで討議したいと思います。

まず、原発現地福井県で訴訟を起こす意義を考えたいと思います。日本で最多の原発がある福井県で原発を告発することは、多くの意義をもっています。最多の原発地域で、しかも、関西・近畿・中部と、一旦大事故になれば日本の中核がすべて破壊される可能性の高い福井での裁判は、多くの方が自分の問題として注目せざるをえないわけです。福井県は、その原発で安全協定を事業者と結んでいます。この福井の住民と安全をおびやかされる全ての地域の住民が手を結んで提訴する意義は計りしれません。裁判だけでなく、その福井で、原発をなくそうという強い意思の裁判と運動が存在することは、原発をなくす歴史の動きをつくるために、大きな意義があると思います。そういった意義について、議論したいと思います。

次に、現在弁護団の方々には、この困難な状況を打開しようと、最大の課題の人数不足を補うための活動もやりながら、裁判の内容も検討しています。その弁護団を支える意味でも、原告・支援者としての要望や意見を交換し、現状を乗り越えていこうというのが今回の会議の趣旨です。

また、福井原発差止訴訟準備会（以下、裁判準備会）は、裁判だけ出なく、原発を止めて廃炉にすることを目指して集まった会です。そのために、運動と裁判支援活動をやっていきます。裁判を提訴し、原発を止め廃炉にする運動を行うことは、裁判に勝利するためにも必用不可欠です。現在、世話人会で、

裁判準備会としての運動をやってきておりますが、原発がなくまるまで長い戦いとなりそうです。お互いの交流と団結を深め、これからの困難にそなえる会議していきたいと考えています。今後の会の活動について話し合いたいと思います。

運動を大きく盛り上げ、原発が福井から、さらに日本、地球からなくなる日にむけて、議論をつくそうではありませんか。

※政府は大飯3・4号機の再稼働を、強引なやり方で進めています。当日、この再稼働に関する会議参加者の抗議声明を出したいと思います。

後日、この声明を行政に提出したり、マスコミ発表などをやっていこうと思います。

その意味でも、ひとりでも多く会議に集まって、原発差止、廃炉の声をあげていきましょう。

（文責：中野）

◆岩淵弁護士講演会の報告◆

弁護士 笠原一浩

先のニュースレターでご案内したように、5月19日(土)午後2時～4時、福井弁護士会会議室にて、岩淵正明弁護士（金沢弁護士会）をお招きして講演会「福島事故と原発訴訟の課題」を開催しました。岩淵弁護士は、1950年生まれで1976年弁護士登録し、現在日弁連公害対策・環境保全委員会のエネルギー・原子力部会に所属して部会長も経験し、原発訴訟において下級審とはいえ住民が勝訴した二件のうちの一件、志賀原発訴訟では弁護団長を務めました。

講演会の前半では、原発をめぐるこれまでの司法の状況、後半では福島原発事故と原発訴訟の課題について話されました。

まず前半では、これまでの各地の裁判原発は2勝31敗であり、その背景として最高裁が専門技術的

裁量論（行政庁に広範な裁量を認める）、基本設計論（設置許可においては基本設計のみが規制の対象で、その後の具体的設計は規制の対象ではない）など、あらゆる「理屈」を駆使して原発を容認してきた最高裁判所の姿勢を指摘しました。1990年代には、チェルノブイリの影響を受けて裁判所に多少の迷いが見られ、判決文中に原子力発電所の危険性につき指摘することもありましたが、肝心の結論を左右することはほとんどありませんでした。画期的な2つの勝訴判決、もんじゅ控訴審判決（03年1月27日 判時1818号3頁）と志賀原発2号機訴訟1審判決（平成18年3月24日 判時2045号3頁）も、その後の上級審で覆されてしまいました。超えるべき司法の壁として、(1)安全性の評価と、(2)立証責任論があります。(1)安全性の評価につき、これまでの裁判では絶対的安全性論（原子力の危険性に鑑み、災害が万が一にも起こらないようにすること）ではなく相対的安全性論が採用され、およそ抽象的に想定可能なあらゆる事態に対し安全であることまで要求するものではないといった判断がされてきました。しかし、この考え方によれば、想定すべき異常事態を一定の範囲までと割り切って、これを越える「想定外」の事態はやむを得ないとして許容することになります。また、(2)立証責任につき、現在では素人である住民において、危険性を立証することが事実上求められています。確かに伊方原発最高裁判決は「被告において安全性にかけるところがないことを相当の根拠を持って立証できなければ

ばならない」としていますが、実際にはこの判断枠組に従いつつ、国の安全審査を受けていることを理由に容易に被告の安全性の立証は認定し、その後は逆に原告に対し危険性の立証責任を厳しく求めていたのです。

次に後半では、まず(1)相対的安全性論の崩壊を指摘しました。これまでの原発の安全性は「想定限度」を設定する考え方で対応していましたが、この立場では可能性の低い事態は割り切りを越える「想定外」の事故はやむを得ないとされ、その結果福島事故が起きました。こうした事実を踏まえれば、求められる原発の安全性は、万一の事故の場合の被害を前提として考えられるべきであり、絶対的安全性か、少なくともそれに近い相対的安全性を採用する必要があります。(2)また、地震による配管損傷が発生した可能性があることからすれば、耐震設計の見直しは不可欠であり、(3)従来はM9の巨大地震が想定されていなかった(M7.9)ことからすれば、耐震設計審査指針も見直す必要があります。更に、(4)動かないとされていた断層（湯ノ岳断層）が動いたことは、基準地震動の見直しが必要であることを意味します。また今回の地震は、(5)使用済燃料プールの危険性を改めて指摘し、（近藤原子力委員長メモ（11.3.25）によれば、使用済燃料プールが冷却に失敗した場合、170kmまで強制移住が必要になります）(6)広域的・包括的・長期的な深刻な被害が顕在化したことを示しました。(7)更に、従来の防災対策の不備が明らかとなり、(8)昨夏の電力動向は、原発なくても電力は足りることを明らかにしました。

会場には、弁護士、一般市民ともそれぞれ15～20人程度が参加し、とりわけ一般市民の参加者からは、脱原発に向けた熱い発言が寄せられました。今回の講演会を機に、弁護団参加の意向を表明してくれた弁護士もいました。



●岩淵弁護士の話聞いての感想●

参加者のうちお二人の方から感想を寄せていただきました。ご紹介します。

★もんじゅ維持費用でゲーム機何台買える？

畑 真由美(福井市)

20年前からでしょうか、原子力発電について疑問を感じ始めました。家の中でもちょくちょく話題にするので、今回、事故後のこの後に及んでの再稼働に対しても、子供たちと「本当に・・・東電の後ろの本当の黒幕は誰だ。」とテレビに向かって叫んでいます。もんじゅを止めているだけでも莫大な費用がかかることについても子供は、自分の買ってもらいたいゲーム機が何台買えるかと計算し、怒っています。

裁判というと、一般の人はちょっと引きます。「えっ」という表情になります。誰かれとは話せません。人を選んで話をします。そうたやすいことでもありません。でも、岩淵先生のお話により、勇気をいただきました。

電力業界の異常なまでの自由な(?)企業経営がどんどん表に出てきます。原発の下の断層も露呈してきています。隠されたことが全部白日の下にさらされても変わらない世の中なんてないと思いました。

★「原発ゼロ」は天の声

奥村 正憲(八尾平和委員会)

5月19日に開かれた学習会「福島事故と原発訴訟の課題」に参加しました。

国策として実質独占企業として経営する電力会社とたたかうのは相当に厳しい裁判闘争で、これまでの訴訟の結果は「2勝31敗」で最終的には最高裁までいくので結果的には「全敗」だと聞きました。

貴重な2勝のひとつが2006年3月24日に出された判決です。石川県の志賀(しか)原発2号機差止訴訟で金沢地裁が出した一審判決がそれです。そ

の弁護団事務局長を担当された岩淵正明弁護士が今回の学習会の講師でした。岩淵さんは1988年から原発訴訟にかかわり24年になるというベテラン弁護士です。志賀原発の最高裁判決のあと、弁護団を解散して「やれやれ」と思った2カ月後に今年の3.11の大震災が起こり、再び原発問題と向き合うことになったという岩淵さん。

岩淵さんの話は専門的な話も入っていて私には難しい内容もありましたが、たいへん興味深く、原発裁判の実情を知ることができ、意義深いものでした。1988年から泊原発、女川原発、もんじゅ原発にかかわり18年かかって志賀原発の地裁判決になったといえます。

岩淵弁護士の話聞いての私の思いを述べます。
①他の裁判でもそうだと思いますが、裁判官によって原発に対する考えや姿勢が違ってくることがよくわかります。真面目な裁判官ほど、よく迷い原告に同情的な判決を出しているように思います。

②一方、元裁判官は「我々は原発の専門家ではないのでよほど不合理な点がない限り専門家のいうことには口をはさめない。専門家が作った安全基準に合致していれば安全と言わざるを得ない。」という。これは医療事故の裁判でもある話ですが、技術的なことが入るのは分かりますが専門家の意見を丸呑みする姿勢ではだめです。そこを切り崩す困難に立ち向かってほしい。また「3人の裁判官で原発を止めたことで、電気が足りず産業界に大きな不利益が生じたら責任がとれるのか。」とも言っています。命にかかわる危険な原発を止めることより産業界への不利益を優先させるなんて話になりません。

二つの例をみてもここを乗り越える気構えと努力が絶対必要だし、実質国を相手の裁判では太刀打ちできないことになるのではないのでしょうか。これでは原発推進派の主張が通ってしまうはずで、だから「2勝31敗」なのかと誤ってしまいます。まして「原発推進が国策である以上、それに反する判決を出しても、上級審では覆されるし、裁判

官個人のキャリアに傷が付く」という裁判官の考えを聞くと、情けなくなります。こんな負け犬根性の裁判官は即刻裁判官をやめるべきです。「長いものに巻かれろ」の自己保身に走る裁判官はいただけません。

③イラク戦争で自衛隊がイラクに派遣されたが、自衛隊の「派遣差止め訴訟」のとき、私は原告の一人でした。結果は負けましたが、名古屋高裁の判決では「平和的生存権」が認められました。原発裁判では技術論では原発推進派には逃げる道はいろいろあると思います。ですからこれまで以上に環境権、人格権、生存権など、原発そのものが憲法に違反する「反人間的」な存在であることを強く告発する必要があるのではないかと考えます。

④核兵器と原発ゼロはコインの裏表だと言われますが、こんなコインは早く消えてなくなれといたいんです。いま両方ともなくす運動、闘いが必要な時だと思います。この二つの背景には諸悪の根源「日米安保条約」があります。この安保条約をなくす国民的な運動が求められます。安保をなくせば核兵器や原発をゼロにする闘いも有利に情勢が動くでしょう。

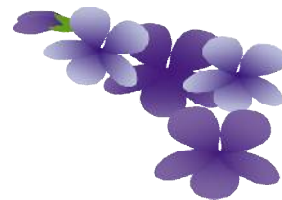
⑤岩淵弁護士の話でも 3.11 以降、国民の原発への見方も変わってきていると思います。大勢は「脱原発」に向かっていると思います。

⑥改憲論者が「いまの憲法は押し付け憲法だから日本独自の憲法をつくる」と主張し、その動きを強めています。この論でいえば、「いまの日本の原発は元々は原子力の平和利用の名のもとにアメリカから国策として買わされた押しつけ原発だ」と私は言いたいのです。

⑦国民は今こそ当たり前のようになっていた原発そのものを見直し、節電をはじめ、いい意味で生活のスタイルも含めて考え直す機会だと思います。

外国では福島原発事故からいち早く教訓を学び、脱原発を表明する国が増えています。日本は大事故でも相変わらず原発の「安全神話」から脱却できず「初めに再稼働ありき」の政治を進めています。

いつまでもアメリカいうままの政治では立ちいかなくなると思います。このままでは原発だけでなく遅れた国として「世界の笑われ者」になるでしょう。⑧大飯原発再稼働の差止め裁判は世論高まる今がチャンスです。弁護団ですが岩淵さんはじめ金沢の弁護士や大阪、京都、滋賀等の弁護士さんへの依頼は地理的な関係で困難なのでしょうか。早く立ち上げてください。



■のおなれコーナー■

前回までの通信は「仮称」でした。代案として「のおなれ通信」という案が出されました。福井弁で「なくなれ（いらぬ）」という思いを込め、なおかつ No nukes and rebirth ecology(原発反対と環境再生)の頭文字をとったものだということが、編集子の「通信名は美しく・・・」という思いの下にこの案は却下させていただきました(ご免なさい。提案者様!)。代わりと言っては何ですが、個々の関係者の思いを掲載するコーナーとしてこの「のおなれ」を使わせていただきます。皆さんの忌憚のない「声」をお待ちしています。今回はお二人の「のおなれの声」をお届けします。

♥ 脱原発は未来に対する責任

京都の N さん

いつもメールを配信していただいたり、『かたくり通信』を送っていただきありがとうございます。東北の震災は、いろいろなものへの考え方を自分自身に問い直さないといけない事を多く教えてくれました。昨年、たった3泊4日のボランティアに南相馬へ行きましたが、本当に行ってみないとわからないことだらけでした。元々原発は必要なのか疑問はもっていましたが、今回の事故は考えないように

していた私自身に強いショックを与えました。3月11日の敦賀の集會にビラを見て参加を決めましたら、近所の方も行くこととなり4名で参加しました。その会場で福井裁判準備会のことを知り、遠くて何もできないけれどサポーターぐらいならと思い、参加させていただきました。

『かたくり通信』を読んで、福井の方々のご苦勞を知り、ああ京都でこのような裁判をするのとは大変な違いがあるのだとわかりました。

私自身は4月6日に心臓の弁膜形成術をして、37日間入院して5月5日に退院したところです。いろいろな学習会や集會にも今は参加できず、メールを見るたびに申し訳なく思っています。私にできることはと考えて、わずかで申し訳ないけれど活動資金にカンパしようと思いました。又元気になりましたら、福井まで行けるかもしれません。とりあえずカンパを送ることで、私の応援の気持ちを形にしたいと思いました。失礼を許してください。

原発がなくなる日まで、何らかの活動をするのは、未来に対する私たちの責任だと思っています。

♥ 裁判官の良心

芦野 順介(福井市)

憲法第76条3項には「すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」とあり、一方、第80条には「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。」とあります。

1973年、札幌地裁で「長沼ナイキ基地訴訟」の違憲判決があり、その裁判長はその後、福井家裁の判事で退官されました。このような状況がある中で、上昇志向の強い人間ならば良心はそれに抗することができるだろうか。

伊方原発訴訟をはじめとして数多くの原発訴訟では、2件の一旦勝訴の例外はあるものの全て最終的には原告敗訴となっています。もちろん原子力工学などに対する専門知識の薄さもあるでしょうが、

本当に裁判官たちはその良心によってのみ判断をしているのだろうか。

森村誠一さんはその著『忠臣蔵』で「学者は権力者に都合のよい回答をアカデミックな包装で塗して差し出す走狗でしかない」と。

国家あるいはそれに準ずる組織が何を望んでいるのか、国家組織の一員である裁判官も権力者にとって都合の悪い回答は出せるのだろうか。

■世話人の自己紹介コーナー■

世話人は概ね10人程度います。そのうちのお一人、嶋田千恵子さんの自己紹介です。

●嶋田 千恵子●

日本の医師は「核」に対する関心が薄いという新聞記事を読んだのが関心の持ち始めでした。韓国語を勉強していたところに、韓国の原電のことを紹介した市民グループの冊子を勉強のため訳したことがあります。韓国語では「核発電所」と表現します。元の英語は nuclear power plant (核力工場)なので日本語の作り方の方が作為的です。いわゆる「核アレルギー」のために「核」を避けたと言われています。訴訟の会のMLの名称「NPPよ永遠にさらば」という仏英ちゃんぽんの命名が気に入っています。

私は情緒的、職業的な反核から反核兵器、反原発の方へ気持ちが傾いていたのですが、実際には集會に参加するだけの日常でした。2007年の中越沖地震で柏崎の原電被害があり、これだけの問題が明白になったのに、大きな社会問題にならないのは犯罪的だと感ずるようになりました。そこで、本など読み始め3.11当時は、原発崩壊といった本が4冊あり、それを見ながら、「想定外だなんて！ちゃんと書いてあるとおりになったじゃないの」と叫んでいた自分がいたのでした。

被曝労働者を必要とし、時間に任せるより他に核廃棄物の処理ができない人間は核エネルギーを使用すべきではないと考えます。



▼原発訴訟関連ニュースクリップ▼

-2012年5月1日～5月30日のニュース-

5/1 原発隣接の小浜市で再稼働説明会。参加者から慎重意見相次ぐ。保安院が大飯3、4号機では福島第1原発事故のような津波、地震が起きても炉心損傷は起こらないこと、再稼働がない場合に今夏の関西の電力需給が逼迫することを強調した。池尾正彦市会議長談「大飯原発の半径10キロ圏内の人口の7割が小浜市民であり、国は市民の意見を受け止め、再稼働について慎重であってほしい」。

5/5 北海道電力泊原発3号機が5日深夜定検へ。これで国内の商業用原発の全てが停止。全原発が止まるのは1970年以来42年ぶり。

5/8 福井県原子力安全専門委員会開催。関西電力大飯原発周辺の活断層が連動した場合の安全性などを審議。保安院の小林勝耐震安全審査室長らが出席。大飯原発周辺の海域の二つの断層と陸域の熊川断層の連動は「(専門家の)意見聴取会で考慮する必要はないと考えているが念のための検討」と説明。連動した場合の揺れの強さ760ガルで関電が耐震安全性を確認しているとした。

5/10 福井県知事、再稼働へ首相に注文。松下忠洋内閣府副大臣と県庁で会談の際に国、政府としての強い体制、姿勢、決意のもとに事に当たるよう要請。

5/10 大飯再稼働なら電力不足解消 関電「5%不足」から一転。関西電力の大飯原発(福井県おおい町)が再稼働すると、関電管内の今夏の電力需給は再稼働しない場合の14.9%の不足から、わずかにプラスになるとの試算を同社がまとめた。今夏の電力見通しを話し合っている政府の需給検証委員会で10日示した。この試算は、「原発が再稼働した場合の影響を知りたい」との委員の求めに応じ、関電が示した。関電はこれまで、再稼働しても5%程度の電力不足になるとの見通しを示していた。今回は夜間に余った電気で水をくみあげ、昼に流すことで

電気をつくる揚水発電の能力が増えるの見込んだ。検証委は再稼働がないことを前提に見通しを話し合っている。この日示した検証委の報告書案でも、関電の電力不足は14.9%と従来見通しを変えていない。

5/11 おおい町議会、大飯再稼働で2回目の全員協議会。東京電力福島第1原発事故の知見を反映した安全基準の提示▽原発の運転停止で影響を受ける地域経済や町財政への支援措置について検証。

5/12 おおい町会全員協議会、再稼働検証作業終了。新谷欣也議長談「統一見解や議会報告会、住民説明会の検証内容や日ごろの議会活動でくみ取った住民の意向も踏まえ、各議員が再稼働判断に関する意見を固め、次回全協で述べてもらいたい」。

5/12 おおい町商工会らが再稼働要望書を提出。町商工会と町観光協会が、長期運転停止は原発に依存する地元全体の景気や雇用に多大な影響を及ぼし、経済が疲弊する状況にあるとして、要望書は町および町会に提出。11日から開催されている町全協の全議員に配布された。

5/14 おおい町議会が再稼働容認。全員協議会で再稼働同意を賛成多数で決定。議長を除く出席議員12人の多数決で、反対は共産党町議1人のみ。

5/14 大飯再稼働、慎重6市町、30キロ圏首長で反対は2市町(朝日新聞アンケートより)。関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の再稼働について、朝日新聞福井総局は、同原発から半径30キロ圏(緊急時防護措置準備区域=UPZ)内に位置する福井、京都、滋賀3府県の11市町の首長に、現時点での賛否を問うアンケートを今月7日から実施。12日までに立地のおおい町を除く10市町から回答があった。2市町が「反対」で、「賛成」はゼロ、「その他」と答えた8市町のうち6市町は再稼働に慎重な意見だった。UPZは原発事故に伴う防災対策の重点区域で、圏内の自治体には地域防災計画の策定が義務づけられる。その自治体の多くが再稼働に反対または慎重な意見を示した。

5/14 再稼働問題でおおい町に電話・メール相次ぐ。町によると、14日正午から15日午後4時まで、再稼働問題に関する電話は約160件、メールは約250件。

5/15 再稼働、国民に対し首相の説明必要 経産副大臣来福で知事と町長要請。福井県の西川知事と時岡忍おおい町長が牧野聖修経済産業副大臣と福井県庁、おおい町役場でそれぞれ会談。知事は、福井県として監視体制に参加する意向を示す一方、政府が検討するとしていた京都、滋賀両府県の参画については「立場が違う。立地のわれわれが責任を持って参加する」と否定的な見解を示した。

5/19 脱原発の動き不安 福井・高浜町議会と町民が意見交換。町議会と町民の意見交換会で、大飯再稼働に関連し、高浜原発（福井県高浜町）が再稼働しない事態を不安視する声が多く上がった。

5/21 福井県の原子力安全専門委員会開催。基準地震動（想定される最大の揺れの強さ）に対する制御棒の挿入時間、熊川断層と二つの海底断層が連動した場合の機器への影響などを審議。制御棒について関電は、基準地震動での挿入時間は通常運転時より0.23秒遅れて1.88秒になるが、基準値の2.2秒を下回ると説明。委員から「2.2秒を超えるとプラントはどうなるのか」と質問が出たほか、地震による落下の抵抗力など解析に用いた数値を示すよう求めた。断層が3連動した場合、原子炉補助建屋や余熱除去系の配管などが基準地震動を超える影響を受けるが、関電はストレステスト1次評価で確認した1.8倍を下回ると強調した。大飯1、2号機近くの斜面が基準地震動でわずかに崩落する可能性がある点については、関電が詳細な解析方法を十分説明できず、委員が「分からないことが分かった」と厳しく指摘。回答を次回の会合に持ち越した。この後、論点整理に移り、ハード面では電源や炉心冷却機能の確保、地震への対応、ソフト面は初動人員体制の強化、指揮命令系統の明確化、途絶しない情報通信網の確立などを審議事項にすると確認。ただ、具体的な議論には入らず。

5/26 もうひとつの住民説明会開催。また京都大原子炉実験所元講師で原子力技術の専門家小林圭二さん(73)と、関西学院大准教授で経済学の専門家朴勝俊さん(38)による原発と放射能、地域経済と雇用についての講演もあった。

5/27 関電和歌山県海南市の火力発電所蒸気漏れ。午後8時10分ごろ、配管付近で水漏れが発見され、翌28日午前0時過ぎに運転を停止。配管からの蒸気漏れが確認されたため、修理する。3号機は4月にも別の配管が損傷して6日間停止した。

5/30 原子力防災道路 福井県が整備に着手。福井県内の原発で深刻な事故が起きた場合に備える原子力防災道路について県は30日までに、本年度から敦賀、大島、内浦の3半島で整備する4区間の詳細ルートを決めた。総延長は15.5キロで、原発に通じる道路を複線化する。

5/30 関西連合、大飯再稼働をめぐり容認へ。2基の安全性をめぐり京都府の山田啓二知事は会合で、原子力安全委員会など国の安全規制が機能していないとあらためて指摘する一方、2基の安全性を検証している県原子力安全専門委員会など福井県の体制について「専門的な見地で、まさに動いているのはここだけ。福井県には感謝し、安全専門委の見解は十分尊重してほしい」と持ち上げた。声明でも福井県が40年以上にわたり関西圏に電力を供給し、安全管理組織などを設置して県独自の監視体制をとってきた点に触れ「関西の現在の発展は、こうした取り組みがなければあり得なかった」とまで記した。広域連合加盟の各知事は、声明発表の記者会見で「容認ではない」「判断の権限はない」と苦しい胸の内を明かした。

◆編集後記◆現時点(6月4日夜)で、県庁前での西川福井県知事と細野原発事故担当大臣との会見に抗議する集まりで、緊張状態が続いているとの知らせが入った。基本的に原発は暴力装置ではないか。そもそも根本的に民主主義とは相容れない技術ではないのかと思う。(KO)